



埼玉県報

第 638 号
令和 7 年(2025 年)
7 月 29 日
火曜日

目次

告示

- 第 27 回参議院議員通常選挙における投票用紙印刷業務に関する落札者等の公示（入札課）
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療機関及び施術機関の指定(社会福祉課)
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定施術機関の変更の届出(社会福祉課)
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の廃止の届出(社会福祉課)
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の辞退の届出(社会福祉課)
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の休止の届出(社会福祉課)
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による介護機関の指定（社会福祉課）
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の変更の届出(社会福祉課)
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の廃止の届出(社会福祉課)
- 一般国道 140 号の供用の開始（秩父県土整備事務所）
- 県道境杉戸線の区域変更について（杉戸県土整備事務所）
- 県道春日部菖蒲線の区域の変更（杉戸県土整備事務所）
- 長期療養者の休業補償及び年金たる補償に係る補償基礎額の最低限度額及び最高限度額を定める告示（保健体育課）

告 示

埼玉県告示第五百九十三号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和七年七月二十九日

埼玉県知事 大野 元 裕

- 1 購入等件名及び数量
第27回参議院議員通常選挙における投票用紙印刷業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県企画財政部市町村課 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号
- 3 落札者を決定した日
令和7年5月19日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社アサヒコミュニケーションズ 埼玉県鴻巣市本町4丁目3番23号
- 5 落札金額
52,695,756円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日
令和7年4月8日

告示

埼玉県告示第五百九十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条及び第五十五条第一項の規定による医療扶助並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条及び第五十五条第一項の規定による医療支援給付のための医療を担当する機関又は施設を担当する機関として、次の者を指定した。

令和七年七月二十九日

埼玉県知事 大野 元裕

一 指定医療機関

名称	開設者名	所在地	指定年月日
医療法人かないクリニク	医療法人かないクリニク	所沢市小手指町一―三―八	令和七年六月一日
医療法人山柳会あさか相生病院	医療法人山柳会	朝霞市溝沼三―二―三三	令和七年六月一日
こいとクリニク	小糸 雄大	新座市新堀二―九―三五	令和七年七月一日
埼玉八潮クリニク	医療法人桂名会	八潮市大瀬五―一―一五	令和七年六月一日
あらおファミリークリニク	医療法人誠正会	鶴ヶ島市脚折町五―七―五	令和七年六月一日
いで眼科クリニク	医療法人社団悠光会	吉川市美南五―六―九	令和七年六月一日

野 ドラッグイチワタ皆 ズ	平塚薬局 菅谷店 ズ	あんず薬局 蓮田店 ズ	桶川坂田薬局 チア	せんり薬局 新堀店 ト・ワン	前田薬局 ズ	イチワタ薬局 森店 ズ	ドラッグイチワタ秩父永田薬局 ズ	にこ歯科クリニック 勝俣 友樹	坂戸八幡耳鼻咽喉科クリニック 医療法人善	埼玉クリニック 竹崎 伸一郎
秩父郡皆野町皆野七七五	比企郡嵐山町菅谷四六三―三	蓮田市東一―一―一九	桶川市坂田九七七―二	新座市新堀二―九―三五	深谷市小前田二五四〇	秩父市下影森植木二〇六八―六	秩父市永田町五―二八	九 ふじみ野市苗間一―一三―一	坂戸市八幡二―九―一〇	桶川市神明一―四―一三
令和七年六月一日	令和七年六月一日	令和七年六月一日	令和七年七月一日	令和七年七月一日	令和七年六月一日	令和七年六月一日	令和七年六月一日	令和七年七月一日	令和七年四月一日	令和七年八月一日

イチワタ薬局 親 鼻店	株式会社ウイー ズ	秩父郡皆野町皆野一九九四― 一	令和七年六月 一日
未来プラス訪問看 護ステーション	ワイツーエム株 式会社	上尾市西宮下二―三八六	令和七年三月 一日
訪問看護ステーシ ョン絆	株式会社ケイエ ムエス	坂戸市薬師町二二―一第二九 友ビル二〇九	令和七年四月 一日
看護クラーク草加 松原	株式会社シーユ ―シー・ホスピ ス	草加市中根二―一〇―一二	令和七年七月 一日
訪問看護ステーシ ョンかえで南栗橋 式番館	株式会社アクテ イ群馬	久喜市南栗橋八―一―三四	令和七年七月 一日
はじめ訪問看護	株式会社一步輝	熊谷市本石一―八一マルテン ビル二〇―一―B号室	令和七年八月 一日

二 指定施術機関

氏名	住所	施術所		指定年月日
		名称	所在地	
船越 将太		柔道整復院 udosei fukujin 東村山	東京都東村山市久米川町四 ―七―四SAKURAGA RDEN 一B	令和七年五月 二十七日
澤田 直輝		楽楽鍼灸院・整 骨院	蕨市北町一―一―九イノセ ントビルF	令和七年六月 五日
後藤 能見		在宅型おうちへ 訪問マッサージ あずみ治療院	熊谷市桜町二―五―一六	令和七年五月 一日

塚田 純子	佐藤 智一	松本 純	吹越 智一	金子 実生	関根 瞳	高橋 正美
治療院 大宮 ハートフル鍼灸	佐藤 智一	ひらいはりきゅう 院	吹越 智一	KEiROW与 野ステーション	術所 フレアス在宅マ ッサージ草加施	リハビリマッサ ージ戸田
一 さいたま市北区宮原町三一二 一四一二第二島村ハイター〇	四号 一ハイラークみずほ台五〇	七 一 入間郡三芳町竹間沢三七七	リリーズタウン六〇二	一八一一一〇五 さいたま市中央区本町東二	草加市旭町六一九一一 スカレット二〇三	二〇八 戸田市新曾南一一二一三一
一日 令和七年六月	十二日 令和七年六月	一日 令和七年六月	一日 令和七年七月	一日 令和七年六月	十六日 令和七年六月	一日 令和七年七月

告示

埼玉県告示第五百九十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十五条第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条第一項の規定による指定施術機関から、次のとおり変更の届出があった

令和七年七月二十九日

埼玉県知事 大野 元裕

氏名		変更事項		変更前	変更後
所在地	名称	所在地	名称		
滝本 敬三	滝本 敬三	埼玉県船橋市宮本二一四一五船橋スカイマンション一〇五号室	りんご鍼灸院	滝本 敬三	滝本 敬三
鶴岡 貴弘	鶴岡 貴弘	千葉県船橋市宮本二一四一五船橋スカイマンション一〇五号室	新小岩スマトラ鍼灸院	新小岩スマトラ鍼灸院	新小岩スマトラ鍼灸院
鶴野 卓志	鶴野 卓志	東京都練馬区早宮一三三―八―二〇三	オーロラ治療院 練馬	オーロラ治療院 練馬	Keep在宅マッサージ
		東京都港区白金一―二五―二三―四〇二			

告示

埼玉県告示第五百九十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条の規定による指定医療機関から、次のとおり廃止の届出があった。

令和七年七月二十九日

埼玉県知事 大野 元裕

名称	所在地	廃止年月日
医療法人山柳会塩味病院	朝霞市溝沼二―四―一	令和七年五月三十一日
加納内科医院	本庄市児玉町蛭川一〇九七―一	令和七年五月三十一日
かないクリニック	所沢市小手指町一―三―八	令和七年五月三十一日
いで眼科クリニック	吉川市美南五―六―九	令和七年五月三十一日
埼玉八潮クリニック	八潮市大瀬五―一―一五	令和七年五月三十一日
あらおファミリークリニック	鶴ヶ島市脚折町五―七―五	令和七年五月三十一日
パール薬局溝沼店	朝霞市溝沼一―五―一一	令和七年五月三十一日

みのり薬局	あんず薬局 蓮田店	アイン薬局 行田店	平塚薬局 菅谷店	ドラッグイチワタ秩父 永田薬局	イチワタ薬局 影森店	さくら薬局 伊奈店	ドラッグイチワタ小前 田薬局	イチワタ薬局 親鼻店	ドラッグイチワタ 野バイパス店
上尾市春日一―三六―三五	蓮田市東一―一―一九	行田市持田三九三―四	比企郡嵐山町菅谷四六三―三	秩父市永田町五―二八	秩父市下影森植木二〇六八―六	北足立郡伊奈町小室九三九六―四	深谷市小前田二五四〇	秩父郡皆野町皆野一九九四―一	秩父郡皆野町皆野七七五
令和七年六月十五日	令和七年五月三十一日	令和七年五月三十一日	令和七年五月三十一日	令和七年五月三十一日	令和七年五月三十一日	令和七年六月一日	令和七年五月三十一日	令和七年五月三十一日	令和七年五月三十一日

告 示

埼玉県告示第五百九十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条の規定による指定医療機関から、次のとおり辞退の届出があった。

令和七年七月二十九日

埼玉県知事 大野 元裕

名 称	所 在 地	辞 退 年 月 日
中妻クリニク	上尾市中妻五―一二―五	令和七年七月十五日

告 示

埼玉県告示第五百九十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条の規定による指定医療機関から、次のとおり休止の届出があつた。

令和七年七月二十九日

埼玉県知事 大野 元裕

名称	医療法人社団豊明会豊原 医院
所在地	所沢市東所沢一―一〇―一一
休止年月日	令和七年五月二十一日

告示

埼玉県告示第五百九十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項の規定による介護扶助のための居宅介護等及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による介護支援給付のための居宅介護等を担当する機関として、次の者を指定した。

令和七年七月二十九日

埼玉県知事 大野 元裕

名称	地域密着型 ケアハウス 飛鳥ケ 野の森	所在地	所沢市神米金 五〇五―一	開設者名	社会福祉法 人博寿会	サービスの種類	地域密着型特 定施設入居者 生活介護	指定年月日	令和七年七月一 日
ライム薬局 巣東店 鴻	鴻巣市東三 三―五	株式会社 ケアメデイ ック	介護予防居宅 療養管理指導	居宅療養管理 指導	令和六年十二 月一日				

告示

埼玉県告示第六百号

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による指定介護機関（同条第二項及び中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第二項の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされた介護機関を含む。）から、次のとおり変更の届出があった。

令和七年七月二十九日

埼玉県知事 大野 元裕

名称	変更事項	変更前	変更後	サービスの種類
かばさん薬局 熊谷銀座店	称 事業所名	トミオカ薬局 銀座店	かばさん薬局 熊谷銀座店	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導
ライム薬局 吹上南店	称 事業所名	寺田薬局 吹上南店	ライム薬局 吹上南店	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導
ライム薬局 本丸店	称 事業所名	寺田薬局 本丸店	ライム薬局 本丸店	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導
ライム薬局 東松山店	称 事業所名	寺田薬局 東松山店	ライム薬局 東松山店	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導
ライム薬局 太井店	称 事業所名	寺田薬局 太井店	ライム薬局 太井店	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導

告示

埼玉県告示第六百一十号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による指定介護機関（同条第二項及び中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第二項の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされた介護機関を含む。）から、次のとおり廃止の届出があつた。

令和七年七月二十九日

埼玉県知事 大野 元裕

名称	東銀座薬局 狭山支店	
所在地	狭山市富士見二 一八―三五	
サービスの種類	居宅療養管理指導	介護予防居宅療養 管理指導
廃止年月日	令和五年九月三十 日	

告 示

埼玉県秩父県土整備事務所長告示第九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和七年七月二十九日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県秩父県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和七年七月二十九日

埼玉県秩父県土整備事務所長 新 井 昌 行

<p>一般国道百四十号</p>	<p>路線名</p>
<p>秩父市大滝字強石四八九四番一地从先から同市大滝字落合九〇五番二地先まで</p>	<p>供用開始の区間</p>
<p>令和七年七月三十日 午前十時</p>	<p>供用開始の期日</p>
<p>令和三年三月三十日付け埼玉県秩父県土整備事務所長告示第六号で告示した道路予定区域の供用開始である。 延長二二六六・一〇メートル</p>	<p>備考</p>

告 示

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和七年七月二十九日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県杉戸県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和七年七月二十九日

埼玉県杉戸県土整備事務所長 松 本 和 也

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 境杉戸線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
幸手市大字平野字九反割六六九番 二地先から同市大字平野字九反割 六三八番一地先まで		区 間
一五・五二〇 二〇・五一	一一・三九〇 一六・四二〇	敷地の幅員 (メートル)
七四・六〇		延長 (メートル)
		備 考

告 示

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和七年七月二十九日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県杉戸県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和七年七月二十九日

埼玉県杉戸県土整備事務所長 松 本 和 也

一 道路の種類 県道

二 路 線 名 春日部菖蒲線

三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
一 地 先 ま で 先 か ら 同 市 篠 津 字 道 下 二 二 二 三 番 白 岡 市 篠 津 字 道 下 二 二 三 〇 番 一 地		区 間
二 一 ・ 九 五 〇 二 二 二 ・ 一 三	二 一 ・ 九 五 〇 二 五 ・ 二 一	敷 地 の 幅 員 (メ ー ト ル)
三 七 ・ 五 〇		延 長 (メ ー ト ル)
		備 考

告 示

埼玉県教委告示第十九号

埼玉県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（昭和三十二年埼玉県条例第五十号）第二条の二第一項に規定する長期療養者の休業補償及び同条第二項に規定する年金たる補償に係る補償基礎額の最低限度額及び最高限度額として、埼玉県教育委員会が定める額は、次の表の上欄に掲げる年齢階層の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる額及び同表の下欄に掲げる額とし、令和七年八月一日から施行する。

令和六年埼玉県教委告示第二十一号（長期療養者の休業補償及び年金たる補償に係る補償基礎額の最低限度額及び最高限度額を定める告示）は、令和七年七月三十一日限り、廃止する。

この告示の最低限度額及び最高限度額に関する規定は、令和七年四月一日以後に支給すべき事由が生じた長期療養者の休業補償及び年金たる補償並びに同日前に支給すべき事由が生じた年金たる補償で同日以後の期間について支給すべきものの補償基礎額について適用する。

令和七年七月二十九日

埼玉県教育委員会教育長 日 吉 亨

年齢階層	最低限度額	最高限度額
二十五歳未満	六、一四三円	一三、九七五円
二十五歳以上三十歳未満	六、七〇三円	一五、二三七円
三十歳以上三十五歳未満	七、〇二三円	一八、〇一六円
三十五歳以上四十歳未満	七、三二六円	二〇、八六四円
四十歳以上四十五歳未満	七、五七六円	二二、五六四円
四十五歳以上五十歳未満	七、七六六円	二三、六六六円
五十歳以上五十五歳未満	七、七一一円	二五、三五四円
五十五歳以上六十歳未満	七、三四八円	二六、一八七円
六十歳以上六十五歳未満	六、一九二円	二二、六九四円
六十五歳以上七十歳未満	四、二〇〇円	一七、四八四円
七十歳以上	四、二〇〇円	一三、九七五円